

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

町道漆橋 3 号線凍雪害防止（流雪溝揚水ポンプ）工事

特 記 仕 様 書

大石田町 建設課

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和8年4月」及び「国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室制定機械工事共通仕様書（案）令和8年3月」にもとづき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和8年4月以降に一部改定された内容は以下のホームページに掲載されているので、令和8年8月27日までの改定内容についても適用するものとする。

※ 共通仕様書の一部改定内容は以下ページから確認できます。

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

1－1 余裕期間制度の適用除外

本工事は、山形県県土整備部余裕期間制度実施要領に定める余裕期間制度の適用対象とならない工事である。

1－2 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員へ提出し共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）及び処理期限等を監督職員と協議し明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責めによらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候により不稼働日数が多く発生した場合
- ③ 工事の全部又は一部の施工の一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

1－3 請負代金額内訳書

1. 本工事は、共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 1－1－7 第1項に規定する請負代金額内訳書の提出対象工事とする。
2. 請負代金内訳書は、工事の変更契約を行った場合も提出するものとする。ただし、変更内容が工期や数量のわずかな増減等の軽微な変更で請負代金額内訳が大きく変わらない場合は、提出を省略できるものとする。

1－4 履行報告

受注者は、当初の請負代金が1件1,000万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書（様式第10号の3）により監督職員に提出しなければならない。

1－5 中間前金払

1. 契約約款第36条第3項に基づき中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（様式第10号の2）に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書（様式第10号の3）の写しを添えて提出するものとする。

1－6 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

1－7 技術者の専任期間・工事の兼務等

1. 現場代理人

現場代理人については、「山形県建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて」の一部改正について（令和6年12月23日付け建企第439号）によるものとする。

なお、本通知は、山形県県土整備部建設企画課のホームページを参照のこと。

（https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html）

山形県県土整備部建設企画課ホームページ「入札・契約関係様式ダウンロード」

⇒「現場代理人常駐義務緩和規定」

1－8 設計変更の手続

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集 山形県土

木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1-9 工事現場発生品

1. 従来施設の撤去により発生した機器等は処分するものとする。

1-10 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の第1項から第4項の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、
「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」

(URL : <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)

に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

(URL : https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)

を参照とすること。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、共通仕様書 写真管理基準（デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-4 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第2項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

1-11 施工時期、時間、施工方法の制限事項（工程関係）

1. 本工事において、他の管理者より特別施設及び施工時間帯等の制約を受けた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-12 他工事との関連事項（工程関係）

1. 別途発注の他工事について、本工事の施工に際して支障が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-13 工事支障物件に関する事項（工程関係）

1. 施工にともなって、支障となる物件が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 既設構造物（舗装含む。）の撤去及び復旧が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-14 交通安全に関する事項（交通安全管理関係）

1. 交通誘導員の配置
交通管理に要する交通誘導員の配置は任意とする。
なお、交通管理者との協議により配置を義務づけられた場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-15 災害時の協力体制

1. 緊急巡回
 - （1）緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
 - （2）緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を構ずるとともにその状況について監督職員に報告するものとする。
 - （3）緊急巡回にあたっては、写真撮影を行い、日時及びその状況を記録しておくものとする。
 - （4）緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業
工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。
3. 緊急巡回及び緊急時の協力体制に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-16 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第一報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事務報告書（共通仕様書（参考資料）参考様式5）をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に係る「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。
3. 工事事務報告書様式は、以下のホームページに掲載している。
山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)
 - 県政情報
 - 山形県の紹介
 - 組織案内
 - 県土整備部
 - 建設企画課
 - 共通仕様書（土木工事）

1-17 事業損失に関する事項（環境対策関係）

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第 2 編 工 事 編

第 1 章 一般事項

1-1 指定機器、材料確認

受注者は、製作機器の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、材料確認願により監督職員の確認を受けなければならない。

1-2 段階確認

共通仕様書 第3編 土木工事共通編 1-1-2 監督職員による確認及び立会等 により指定された工種及び山形県建設工事監督技術基準の別表1に、次の工種を追加するものとする。（又は次の工種については削除するものとする。）

種 別	細 別	確 認 時 期
-----	-----	---------

特 記 仕 様 書

機械設備据付工	ポンプ設置	ポンプ据付後
	制御盤設置	制御盤据付後
その他		監督職員の指示による

1－3 追加工事、交換部品等

本仕様書等に定める以外の追加工事及び交換部品等が発生するときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、軽微な交換部品等は受注者の負担とする。

1－4 納品図書等

完成図書として、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、試験成績表、取扱説明書及びその他監督職員が指示する図書を各2部提出しなければならない。

第2章 機器仕様

2－1 ポンプ製作

更新するポンプは、既設設備と同等性能品以上とし、本工事では以下の機器仕様により設計している。（既設図面参考 出力：既設37kW、今回30kW）

名 称	項 目	仕 様
ノンクログポンプ インバータ始動	口 径	250mm
	全揚程	15m
	吐出量	8m ³ /min
	出 力	30 kW
	電 圧	200 V
	極 数	4 P

2－2 ポンプ制御盤製作

更新するポンプ制御盤は、既設設備と同等性能品以上とし、本工事では以下の機器仕様により設計している。（既設図面参考）

名 称	項 目	仕 様
屋外閉鎖式自立型 窓ガラス・子扉付	素 材	SS製
	重 量	2.3 t
	外観寸法	W800
		H2300
		D600

2－3 試運転

実負荷で試運転を行い異常の有無を確認する。確認項目は技術基準によるほか、監督職員が指示する項目とする。